

「バイスタンダー見舞金」について Q&A

Q1:「バイスタンダー見舞金」とは？

A1: バイスタンダー（各消防本部が管轄する地域内における救急現場に居合わせた者）が救急業務に協力し、偶発的な事故により罹患が疑われ、感染症の検査を受けた場合の検査費用（「感染症のおそれがある場合の検査費用」を対象）の一部を見舞金としてお支払いするものです。（ただし、応急手当を実施した事実および手当の実施に伴うものであることを被保険者である消防本部が客観的に判断できる場合）

Q2:「応急手当に係る見舞金支給基準」記載の「医療機関で感染検査を実施したことを証明する書類」とは具体的にどのようなものですか？

A2: 客観的に見て、バイスタンダーご本人が、「応急手当に係る見舞金支給基準」に記載されている「感染症」の検査を実施したことが分かるものをいいます。「診療明細書」「検査結果報告書」「感染検査結果報告書」「H I V検査報告書」等、書類内に、「応急手当に係る見舞金支給基準」記載の感染検査の項目が記載されているものが該当します。

Q3:「応急手当に係る見舞金支給基準」記載の「7 見舞金請求（2）」に記載のされている、「見舞金の請求を第三者に委任する場合」に該当する例を教えてください。

A3: 未成年の場合等です。未成年者の場合は、親権者が代理人となって請求をいただくことになります。（他のケースにつきましては個別の判断となります。）

Q4:「応急手当に係る見舞金支給基準」記載の「7 見舞金請求（2）」に記載のされている、「委任を証する書類」はどういったものでしょうか？

A4: 委任状を指します。「委任状」と「代理人の本人確認書類（写）」をご提出ください。

その他、質問等ございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

美唄市消防署救急課救急係 TEL：0126-66-2226